

特許出願「逆転洗濯方法および伝動機」拒絶査定審決取消請求事件：知財高裁平成 22(行ケ)10298・平成 23 年 10 月 4 日(2 部)判決 認容 / 審決取消

### 【キーワード】

特許法 159 条 2 項で準用の同法 50 条, 同法 17 条の 2, 同法 126 条 4 項, 審判手続の法令違背, 特許法 29 条 2 項(進歩性の判断基準), 技術分野と解決課題と公知技術

### 【事案の概要】

本件は, 特許出願に対する拒絶査定に係る不服の審判請求について, 特許庁がした請求不成立の審決の取消訴訟である。争点は, 補正却下決定の際に拒絶理由通知をしなかったことの違法の有無及び独立特許要件である。なお, 以下において「原告」というときは, 原告兩名を指すものとする。

#### 1 特許庁における手続の経緯

原告海尔集团公司外 1 名(中国)は, 発明の名称を「逆転洗濯方法および伝動機」とする発明について, 平成 14 年 6 月 12 日(パリ条約による優先権主張平成 13 年 10 月 18 日, 中華人民共和国)を国際出願日とする特許出願をした(特願 2003-536518 号, 平成 15 年 4 月 24 日国際公開, 平成 17 年 2 月 24 日国内公表, 特表 2005-505393 号)が, 平成 20 年 5 月 15 日付けで拒絶査定を受けたので, 同年 8 月 18 日, これに対する不服の審判を請求するとともに, 同年 9 月 8 日付けで明細書を対象とする本件補正を行った。

特許庁は, 上記審判請求を不服 2008-21115 号事件として審理し, 平成 21 年 10 月 20 日付けで審尋がなされ, 原告が平成 22 年 4 月 9 日付けで回答書を提出したが, 同年 5 月 10 日, 本件補正を却下するとともに, 「本件審判の請求は, 成り立たない。」との審決をし, その謄本は同年 5 月 20 日原告に送達された。

#### 2 本願発明の要旨

本件補正により補正される前後の特許請求の範囲の請求項 1 に係る本願発明は, 以下のとおりである。

##### (1) 補正前

「双方向駆動を生じさせるための洗濯機での使用に適した伝動機構(8)であって, 駆動力入力端と 2 つの駆動力出力端とを含み, 前記駆動力出力端の一方が, 攪拌器軸(10)に接続されており, 前記攪拌器軸をある方向に回転させ, 前記駆動力出力端の他方が, 内槽軸(11)に接続されており, 前記中空の内槽軸を別の方向に回転させ, 前記機構が, 駆動力入力を 2 つの駆動力出力に変換可能な歯車箱をさらに含み, 前記中空の内槽軸が, 前記歯車箱(13)

の上壁に設けられた軸孔を通して延在し、かつ、前記歯車箱内に設置されており、前記中空の内槽軸が前記軸孔内で回転可能であることを特徴とする伝動機構。」(以下「補正前発明」という。)

## (2) 補正後

「駆動力入力端と2つの駆動力出力端とを含み、前記駆動力出力端の一方が、攪拌器軸(10)に接続されており、前記攪拌器軸をある方向に回転させ、前記駆動力出力端の他方が、中空の内槽軸(11)に接続されており、前記中空の内槽軸を別の方向に回転させ、駆動力入力を2つの駆動力出力に変換する歯車箱(13)を含む、双方向駆動を生じさせるための洗濯機での使用に適した伝動機構であって、前記歯車箱が、その上端壁および下端壁にそれぞれ軸孔を備えており、前記中空の内槽軸が、前記上端壁に設けられた前記軸孔を通して延在し、かつ、前記歯車箱内に回転可能に設置されており、二対の歯車軸(29, 16)が、前記歯車箱の前記上端壁と下端壁にそれぞれ形成された歯車軸孔に設置されており、二対の歯車部(15, 28)が、前記二対の歯車軸にそれぞれ設置されており、かつ、互いにかみ合っており、前記攪拌器軸が、前記中空の内槽軸の内側に中心を共有して設置され、かつ、その中で回転し、前記攪拌器軸の下端が、前記中空の内槽軸の下端を超えて延在しており、前記攪拌器軸(10)の前記下端に設置された外歯車(30)が、前記二対の歯車部の一方(15)とかみ合っており、前記中空の内槽軸(11)の前記下端に設置された外歯車(12)が、前記二対の歯車部の他方(28)とかみ合っており、主駆動軸(20)が、前記歯車箱の内側に設置されており、その下端が、前記歯車箱の前記下端壁の前記軸孔を貫通し、かつ、下方および外側へ延在しており、前記主駆動軸(20)の上端に設置された外歯車(24)が、前記二対の歯車部の前記一方(15)とかみ合っていることを特徴とする伝動機構。」(以下「補正発明」という。)

## 3 審決の理由の要点

(1) 補正発明は、平成14年法律第24号改正附則3条1項(審決では平成18年法律第55号改正附則3条1項と記載)により従前の例によるとされる同法による改正前の特許法17条の2第4項2号の特許請求の範囲の減縮を目的とするものに該当するが、刊行物1(特開昭59-171588号公報, 甲1)に記載された刊行物1発明及び刊行物2(実願昭61-179182号(実開昭63-85495号)のマイクロフィルム, 甲2)に記載された刊行物2発明並びに周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により、出願の際独立して特許を受けることができない。したがって、本件補正は、上記改正前特許法17条の2第5項で準用する同法126条5項の規定に適合しないものであり、同法15

9条1項で読み替えて準用する同法53条1項の規定により、却下すべきである。

そして、補正前発明は、刊行物1発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができない。

(2) 刊行物1発明及び刊行物2発明の認定、補正発明と刊行物1発明との一致点及び相違点の認定並びに相違点についての判断は、次のとおりである。

**【刊行物1発明】**

「モータの回転子39の回転が伝達されるインターナルギア部31と2つの駆動力出力端とを含み、前記駆動力出力端の一方が、攪拌体の軸32に接続されており、前記攪拌体の軸32をある方向に回転させ、前記駆動力出力端の他方が、中空の洗濯兼脱水槽6の軸30に接続されており、前記中空の洗濯兼脱水槽6の軸30を別の方向に回転させ、モータの回転子39の回転を2つの駆動力出力に変換する遊星ギア機構を含む、双方向駆動を生じさせるための洗濯機の駆動機構部29であって、前記攪拌体の軸32が、前記中空の洗濯兼脱水槽6の軸30の内側に中心を共有して設置され、かつ、その中で回転し、前記攪拌体の軸32の下端が、前記中空の洗濯兼脱水槽6の軸30の下端を超えて延在している駆動機構部29。」

**【刊行物2発明】**

「ディーゼル主機関1の回転が、入力軸2aの入力歯車3-1から、外軸用大歯車3-7及び中空の外軸5を経て、前方プロペラ6が一方向へ回転する一方、入力歯車3-1から、第1の小歯車3-2、たわみ軸3-3、第2の小歯車3-4、内軸用大歯車3-5及び内軸4を経て、後方プロペラ7が他方向へ回転する二重反転プロペラのための反転装置。」

**【補正発明と刊行物1発明との一致点】**

「駆動力入力部と2つの駆動力出力端とを含み、前記駆動力出力端の一方が、攪拌器軸に接続されており、前記攪拌器軸をある方向に回転させ、前記駆動力出力端の他方が、中空の内槽軸に接続されており、前記中空の内槽軸を別の方向に回転させ、駆動力入力を2つの駆動力出力に変換する歯車機構部を含む、双方向駆動を生じさせるための洗濯機での使用に適した伝動機構であって、前記攪拌器軸が、前記中空の内槽軸の内側に中心を共有して設置され、かつ、その中で回転し、前記攪拌器軸の下端が、前記中空の内槽軸の下端を超えて延在している伝動機構。」

**【補正発明と刊行物1発明との相違点】**

(相違点1)

伝動機構の「駆動力入力部」の全体構成について、補正発明は、「駆動力入

力端」を含む「歯車箱」であるが、刊行物1発明は、「モータの回転子39の回転が伝達されるインターナルギア部31」であり「歯車箱」ではない点。

(相違点2)

伝動機構の「歯車機構部」について、補正発明は、「歯車箱が、その上端壁および下端壁にそれぞれ軸孔を備えており、前記中空の内槽軸が、前記上端壁に設けられた前記軸孔を通して延在し、かつ、前記歯車箱内に回転可能に設置されており、二対の歯車軸(29, 16)が、前記歯車箱の前記上端壁と下端壁にそれぞれ形成された歯車軸孔に設置されており、二対の歯車部(15, 28)が、前記二対の歯車軸にそれぞれ設置されており、かつ、互いにかみ合っており、前記攪拌器軸(10)の前記下端に設置された外歯車(30)が、前記二対の歯車部の一方(15)とかみ合っており、前記中空の内槽軸(11)の前記下端に設置された外歯車(12)が、前記二対の歯車部の他方(28)とかみ合っており、主駆動軸(20)が、前記歯車箱の内側に設置されており、その下端が、前記歯車箱の前記下端壁の前記軸孔を貫通し、かつ、下方および外側へ延在しており、前記主駆動軸(20)の上端に設置された外歯車(24)が、前記二対の歯車部の前記一方(15)とかみ合っている」ものであるが、刊行物1発明は、「遊星ギア機構」である点。

【相違点についての審決判断】

(相違点1について)

機械要素をユニット構造とすることは、必要に応じてなし得る事項であるから、刊行物1発明に、この周知技術を適用し、相違点1に係るものとするに困難性は認められない。

(相違点2について)

刊行物1発明の「遊星ギア機構」を、費用、工数等を踏まえ、刊行物2発明とすることを試みることは、設計的事項にすぎない。

刊行物2発明の適用に当たり、相違点1を踏まえると、刊行物2発明の機構を「歯車箱」に配することとなるから、入力軸、出力軸である「入力軸2a(主駆動軸)」、「内軸4(攪拌器軸)」、「外軸5(内槽軸)」は、おのずと「歯車箱」の「壁」の「軸孔」を通して延在することとなり、対の歯車軸は「歯車箱」の「壁」の「軸孔」に設けることが自然である。

また、歯車による動力伝達においては、設計上の要請から、構成要素の設置位置の変更、これに伴う歯車の増減は、珍しくないから、刊行物2発明の「入力軸2a」、及び「入力歯車3-1」の機能を分け、2部材とし、「主駆動軸(20)」と「対の歯車軸(29, 16)」のうちの1つ(29)、及び「外歯車(24)」と「対の歯車部(15, 28)」のうちの1つ(15)とすることに困難性は認められない。

対の歯車軸，対の歯車部を「二対」とする点については，伝達バランスを考慮して対称構造とすることは，特開平5 - 234911号公報（甲5）の段落【0011】にみられるごとく周知であり，適宜なし得る事項にすぎない。

したがって，相違点2は格別なものではない。

## 【判 断】

### 1 取消事由1（審判手続の法令違背）について

(1) 原告は，審決が，拒絶査定における引用文献と異なる引用文献を用いて補正発明の進歩性を否定したものであり，原告には，拒絶査定の理由と異なる拒絶の理由について意見書を提出する機会が与えられなかったから，審判手続には特許法159条2項で準用する同法50条の規定に違反する瑕疵があり，当該瑕疵は審決の結論に影響を及ぼす違法なものであると主張する。

(2) まず，審決に至るまでに審査官及び審判官が示した文献に焦点を当てて本件の経過をみるに，審査での拒絶査定（甲11）で示されたのは，刊行物1（特開昭59 - 171588号公報）及び特開昭53 - 25072号公報（甲3）の公知文献のほか，特表平9 - 500709号公報及び実願平4 - 27639号（実開平5 - 87352号）のマイクロフィルムであったのに対し，原告が審判請求とともにした本件補正後に審判で示された審尋書（甲15）で，刊行物1のほか，新たに刊行物2（実願昭61 - 179182号（実開昭63 - 85495号）のマイクロフィルム）と実願昭63 - 111582号（実開平2 - 32822号）のマイクロフィルムを提示して拒絶すべきものとする前置報告書の内容が原告に示され，改めて拒絶理由が通知されない限り特許法17条の2所定の補正はできないが，審尋に回答するよう求め，原告はこれに対して，本件補正は独立特許要件を充足すること，また，補正案を示して更に請求項1を補正する機会を与えてほしいことなどを内容とする回答書（甲16）を提出したが，そのまま審決に至ったというにある。

(3) 本件出願に関して争点となっている法条については，平成5年法律第26号により改正された特許法17条の2及び50条が適用されること，本件補正は，平成6年法17条の2第1項3号に該当する拒絶査定不服審判請求日から30日以内に行う補正であるから，同条の2第3項ないし5項に規定される要件を満たす必要があり，特許請求の範囲の減縮を目的とする補正について同条の2第5項により準用される同法126条4項は，「発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならない」と規定するから，本件補正は，いわゆる「独立特許要件」を充足する必要がある。

一方，同法53条は，同法17条の2第1項2号に係る補正が，同条3項から第5項までの規定に違反している場合には，決定をもってその補正を却下す

べきものとし、同条は、同法159条1項で読み替えて拒絶査定不服審判に準用される。また、同法50条ただし書は、拒絶査定をする場合であっても、補正の却下をするときは、拒絶理由を通知する必要はないものとし、同条ただし書は、同法159条2項で読み替えて拒絶査定不服審判に準用される。したがって、拒絶査定不服審判請求に際して行われた補正については、いわゆる新規事項の追加に該当する場合や補正の目的に反する場合だけでなく、新規性、進歩性等の独立特許要件を欠く場合であっても、これを却下すべきこととされ、その場合、拒絶理由を通知することは必要とされていない。

ところで、平成6年法50条本文は、拒絶査定をしようとする場合は、出願人に対し拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならないと規定し、同法17条の2第1項1号に基づき、出願人には指定された期間内に補正をする機会が与えられ、これらの規定は、拒絶査定不服審判において査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合にも準用される。審査段階と異なり、審判手続では拒絶理由通知がない限り補正の機会がなく（もとより審決取消訴訟においては補正をする余地はない。）、拒絶査定を受けたときとは異なり拒絶査定不服審判請求を不成立とする審決（拒絶審決）を受けたときにはもはや再補正の機会はないので、この点において出願人である審判請求人にとって過酷である。特許法の前記規定によれば、補正が独立特許要件を欠く場合にも、拒絶理由通知をしなくとも審決に際し補正を却下することができるのであるが、出願人である審判請求人にとって上記過酷な結果が生じることにかんがみれば、特許出願審査手続の適正を貫くための基本的な理念を欠くものとして、審判手続を含む特許出願審査手続における適正手続違反があったものとすべき場合もあり得るといふべきである。

(4) 本件においてされた補正却下に関する事情として、本件補正の内容となる構成が補正前の構成に比して大きく限定され、すなわち、補正前発明が、駆動力入力端と2つの駆動力出力端とを含み双方向駆動を生じさせるための洗濯機において、駆動力伝達のための機構が、「駆動力入力を2つの駆動力出力に変換可能な歯車箱」と一般的に記載されていたのを、本件補正は、図面等に示された実施例の内容に即して、歯車箱内の歯車を二対の歯車部（15，28）を中心に具体的構成を特定するものであって、補正発明の構成に係るものであるが、この新たな限定につき現に新たな公知文献を加えてその容易想到性を判断する必要のあるものであったこと、審尋で提示された公知文献はそれまでの拒絶理由通知では提示されていなかったものであること、審尋の結果、原告は具体的に再補正案を示して改めて拒絶理由を通知してほしい旨の意見書を提出したこと、後記2で判断するとおり、新たに提示された刊行物2の記載事項を適用することは是認できないこと、などの事実関係がある。

本件のこのような事情にかんがみると、拒絶査定不服審判を請求するとともにした特許請求の範囲の減縮を内容とする本件補正につき、拒絶理由を通知することなく、審決で、従前引用された文献や周知技術とは異なる刊行物2を審尋書で示しただけのまま進歩性欠如の理由として本件補正を却下したのについては、特許出願審査手続の適正を貫くための基本的な理念が欠けたものとして適正手続違反があるとせざるを得ないものである。本件においては、審判においても、減縮的に補正された歯車の具体的構成に対し、その構成を示す新たな公知技術に基づいて進歩性を否定するについては、この新たな公知技術を根拠に含めて提示する拒絶理由を通知して更なる補正及び意見書の提出の機会を与えるべきであったというべく、この手続を経ることなく行われた審決には瑕疵があり、当該手続上の瑕疵は審決の結論に影響を及ぼすべき違法なものであるから、原告主張の取消事由1には理由がある。

(5) 被告は、平成5年法改正が、出願当初から多項制を活用して補正をあまり行わない出願と過度の補正を行う出願との不公平を是正し、審査・審判の迅速性を確保するために行われたものであり、最後の拒絶理由通知を受けた後になされた補正や拒絶査定不服審判を請求する際の補正が不適法である場合、直ちに当該補正を却下するという制度設計がなされたものであると主張する。

確かに、平成5年法改正は、被告主張のように、補正の目的を制限すること等により審査・審判の迅速性を確保することをその趣旨としたものといえる。しかし、平成5年法改正がこのような趣旨であり、補正が繰り返されるのは好ましくないとしても、それまでに示されなかった拒絶理由の枠組みに対する適切な手続保障が失われてはならず、過度の補正が行われた出願については別途の考慮を要するとして、本件の前記事実関係の下に、新たな公知技術が拒絶理由で示されないまま審決で補正発明につき独立特許要件欠如として容易想到の結論に至ることが許されないことには変わりはない。

被告は、審尋において、前置報告書の内容を示して意見があれば回答をしよう求め、具体的に刊行物2を示してその内容に基づいて補正発明が進歩性を欠く旨を述べ、これに対し原告は、平成22年4月9日付け回答書を提出して、刊行物2及びその他の引用文献について詳細に反論し、補正発明が進歩性を有する旨を主張しているのであるから、この点について意見を述べる機会が与えられなかったとはいえないと主張する。

しかし、上記の手続は、審尋において刊行物2を示しただけであり、拒絶理由を通知して意見書の提出を求めたものではないから、補正案を示して補正の機会を与えるよう要望し、新たに示された刊行物2に対応した補正を予定していた原告の手続保障に欠けるものであって、前示のような適正な審判の実現と発明の保護を図るという観点を欠くものである。

## 2 取消事由4（相違点2についての進歩性判断の誤り）について

(1) 原告は、刊行物2の反転装置3が、外軸5には前方プロペラが取り付けられ、内軸4には後方プロペラが取り付けられて、「主として船舶に用いられる」ものであるところ、船舶のプロペラに関する技術は、極めて専門的であるのに対して、補正発明の伝動機構が使用される洗濯機は、一般になじみが深い家庭電化製品の一つであり、また、船舶のプロペラの駆動機構は非常に大型であるのに対して、洗濯機の駆動機構は相対的に小型であり、両者間には設計に関して大きな相違が存在するから、洗濯機に関する刊行物1発明に、これらと技術分野が異なる刊行物2発明を適用することはできないと主張する。

(2) そこで検討するに、補正発明は、「洗濯機での使用に適した伝動機構」に関するものであり、刊行物1発明は、「洗濯兼脱水槽を備えたいわゆる一槽式脱水洗濯機」に関するものであって、いずれも一般家庭で利用される電化製品に搭載される比較的小型な動力伝達機構に関するものである。これに対して、刊行物2発明は、「主として船舶に用いられる二重反転プロペラのための反転装置」、すなわち、船舶等のプロペラ駆動用途で使用される非常に大型の動力伝達機構に関するものである。このように軽量の衣類を洗濯するための動力伝達機構と、重量のある船舶を推進させるための動力伝達機構とでは、設計思想に大きな相違が存在することが技術上明らかであるから、補正発明及び刊行物1発明と刊行物2発明とは、技術分野が異なるものと認められる。

また、刊行物1発明は、刊行物1によれば、従来の洗濯機における「洗濯兼脱水槽自身による回転運動がなく、攪拌体の回転運動のみにより洗浄を行うため、布の損傷、洗いむらが多い」という課題を前提として、「布の損傷、洗いむらを少なくし、洗浄性能の優れた一槽式脱水洗濯機を提供すること」、すなわち、衣類の洗浄力の向上を解決課題とするものと認められる。これに対し、刊行物2発明は、刊行物2によれば、「面間寸法を小さくできるようにするとともに、小歯車とたわみ軸とによるトルク伝達量を従来の場合よりも小さくできるようにして、配置上の利便と構造上の小型軽量化とをはかれるようにした、二重反転プロペラ用反転装置を提供すること」を解決課題とするものと認められる。ここにいう二重反転プロペラとは、主プロペラの回転により生じる反トルクを打ち消すために、主プロペラとは逆方向に回転する副プロペラを設けた機構をいい、技術上、以下の理由により、主に飛行機や船舶等で用いられるものと認められる。すなわち、空中や水上を走行する飛行体や船舶は、地上に配置された物体や地上を走行する走行体と比較して姿勢が安定しないため、推進用の主プロペラを高速で回転させるほど、これとは逆方向に姿勢が傾く傾向が大きくなることから、副プロペラを設けて、これを主プロペラとは逆方向に回転させることによって、主プロペラの回転に起因した姿勢の傾きを抑制する必

要があるのである。

そうすると、刊行物1発明は、衣類の洗浄力の向上を課題とした技術であるのに対して、刊行物2発明は、船舶等の姿勢の安定化を本来的な課題とした船舶等に固有の技術である点で、両者の解決課題は大きく隔たっている。

(3) 以上のとおり、刊行物1発明の洗濯機の動力伝達機構と、刊行物2発明の船舶等の二重反転プロペラの動力伝達機構とは、技術分野が相違し、その設計思想も大きく異なることから、洗濯機の技術分野に関する当業者が、船舶の技術に精通しているとはいえず、洗濯機の動力伝達機構を開発・改良する際に、船舶等の分野における固有の技術である二重反転プロペラに類似の技術を求めることは、困難であるというべきである。また、洗濯機は、通常、床面上に設置して安定な状態で使用されるから、攪拌機や内槽の回転によって生じる反トルクの問題を考慮する必要がないことが一般的であると解される。

したがって、当業者が、洗濯機の分野では本来的に要求されない二重反転プロペラに関する刊行物2の記載事項を、刊行物1発明に適用することは困難であり、この点を主張する取消事由4には理由がある。

(4) 以上の点について被告は、刊行物1発明と刊行物2発明とは、伝動機構である点で同じ技術分野に属するものであり、また、1つの駆動力入力を2つの駆動力出力へと変換する、動力を伝達するという共通した作用、機能を有すると主張する。

しかし、解決課題が大きく隔たっている公知技術を組み合わせるに当たって、両者が動力伝達機構という汎用性の高い一般的技術分野に属するとしてその容易性の有無を判断することは慎重でなければならず、被告の主張を採用することはできない。

被告は、刊行物2に「主として船舶に用いられる」との記載があるように、この記載は例示にすぎず、その構造上、歯車機構を用いた反転装置自体に、船舶以外の用途に用いることを可能とする汎用性があることは明らかであるとも主張する。

しかし、明細書において当該発明を適用する技術分野が例示であると記載されているからといって、すべての技術分野の他の技術が適用容易となるものではないことは明らかであり、本件のように複数の発明を組み合わせで出願された発明の進歩性を否定しようとする場合には、それぞれの発明の技術分野、解決課題、組合せの動機付け等を具体的に検討しなければならない。刊行物1発明と刊行物2発明とは、前記のとおり、技術分野が異なるだけでなく、その解決課題も大きく隔たり、組合せの動機付けも明確でないから、被告の主張は採用することができない。

## 結 論

以上のとおり，原告主張の取消事由 1 及び 4 には理由がある。  
よって，原告の請求を認容することとして，主文のとおり判決する。

### 【論 説】

1．審決が拒絶査定における引用文献と異なる引用文献を用いて補正発明の進歩性を否定したことは、原告には拒絶査定理由と異なる拒絶理由についての意見書を提出する機会が与えられなかったから、審判手続には特許法 159 条の 2 項で準用する同法 50 条の規定に違反する瑕疵があり違法であると、原告は主張した。

これに対し、判決は、審判請求時に、減縮補正された歯車の具体的構成に対し新たな公知技術に基づいて進歩性を否定する場合は、新たな公知技術を根拠に拒絶理由を通知して補正及び意見書を提出する機会を与えるべきであったから、この手続を経ることなく行われた審決には瑕疵があり、審決の結論に影響を及ぼす違法があると認定した。

しかし、この点について被告（特許庁）は、原告（出願人・審判請求人）に対する審尋において、審査前置の報告書の内容を示して意見があれば回答するように求め、刊行物 2 も示して補正発明は進歩性を欠く旨を述べており、これに対し原告は回答書を提出しているのだから、この点について意見を述べる機会が与えられなかったとはいえないと主張した。

これに対し、判決は、この手続は審尋で刊行物 2 を示しただけで、拒絶理由を通知したものではないのだから、原告が、補正案を示して補正の機会を与えることを要望していたことが実行できなかったのであり、適正な審判の実現と発明の保護を図るという観点を欠くものであると判示したのである。

2．判決は、さらに取消事由 4 についても言及し、技術分野が大きく異なることとその解決課題も大きく隔たっていることから、本願発明に刊行物 1 と 2 の各発明から容易に発明できたものとした審決の判断を否定した。

本件判決は、法手続上の瑕疵を突いた取消事由 1 だけで終わってもよかったところ、実体的な取消事由 4 にまで及んで判断したことは、注目に値するといえる。名判決と評価してよいだろう。

〔牛木 理一〕